

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、諸富士地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

令和 2 年 5 月 19 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	黒田 敏文	佐賀市蓮池町大字小松1115番地	令和元年11月3日 退任
〃	武藤 恭博	〃 諸富町大字山領562番地	令和2年3月31日 退任
〃	島 隆義	〃 蓮池町大字見島523番地 2	令和2年4月1日 就任
〃	長尾 照幸	〃 諸富町大字為重469番地	〃